

香川県報



第 51 号

平成 15 年

7月1日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

公 告

- 平成十五年介護支援専門員実務研修受講試験の実施（長寿社会対策課） 一
- 特定計量器定期検査の実施（計量検定所） 二
- 肥料の登録（農業経営課） 三
- 土地改良事業の工事了了の届出（土地改良課）
- 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 開発行為に関する工事了了（二件）（ ）

公安委員会公告

警備業法に規定する検定の実施

選挙管理委員会告示

平成十五年香川県選挙管理委員会告示第四十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出）及び同第五十一号（政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出）の一部訂正 五

公 告

香川県公告第四百四十一号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第一項の規定により、平成十五年介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成十五年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験期日

平成十五年十月二十六日（日曜日）

二 試験場所

高松市亀岡町一番一 号 英明高等学校

三 受験資格

介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第一条に規定する要件を満たす者

四 試験科目

介護支援分野及び保健医療福祉サービス分野に関する問題

ただし、省令第一条第一項第一号に規定する法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該専門に係る事項の問題の解答を免除する。

五 受験手続

1 提出書類

- （一） 介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書（以下「受験申込書」という。）
- （二） 実務経験を確認することができる書面
- （三） 写真（申込前六月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦五センチメートル、横四センチメートルのもので、裏面に撮影年月及び受験申込者の氏名を記載したものを受験申込書の所定の欄にはり付けて提出すること。）
- （四） 解答免除対象資格者については、その資格に係る免許等の写し

2 受付期間

平成十五年八月十八日（月曜日）から同年同月二十九日（金曜日）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。なお、郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるもの限り受け付ける。

3 提出先

郵便番号七六 八五七
高松市番町四丁目一番一 号

香川県健康福祉部長寿社会対策課

六 受験手数料及び納付方法

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

別表のとおり

別表

検査区域	検査日	時	検査場所
綾 上 町	9月18日(木)	10:00～11:30	綾上町立枡所公民館
		13:00～14:30	綾上町立羽床上公民館
綾 上 町	9月19日(金)	10:00～14:30	綾上町立山田公民館
		10:00～14:00	綾歌町岡田農村研修センター
綾 歌 町	9月25日(木)	10:00～14:30	綾歌町農村環境改善センター
		10:00～11:30	綾歌町立羽床公民館
綾 南 町	9月26日(金)	10:00～11:30	綾南町昭和公民館
		13:00～14:30	綾南町立岡公民館
綾 南 町	9月29日(月)	10:00～11:30	綾南町立岡公民館
		13:00～15:00	綾南町立滝宮公民館
国 分 寺 町	9月30日(火)	10:00～15:00	国分寺町役場
		13:00～15:00	綾南町立滝宮公民館
飯 山 町	10月2日(木)	10:00～15:00	飯山町役場
宇 多 津 町	10月6日(月)	10:00～15:00	宇多津町民コミュニケーション会館
綾 歌 郡 全 域 (再検査)	10月14日(火)	10:00～12:00	宇多津町民コミュニケーション会館

七、 円 受験手数料は、七、 円に相当する額の香川県証紙を受験申込書にはり付けて納付するものとする。なお、当該証紙に消印はしないこと。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験申込書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面七、 円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

七 合格者の発表

合格者については、受験番号を香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示し、合格証書を交付する。

なお、合格発表日は、試験当日に試験会場において周知する。

八 その他

1 受験申込書等は、香川県健康福祉部長寿社会対策課、東讃県民センター、東讃保健福祉事務所、小豆総合事務所、中讃保健所、中讃県民センター、中讃福祉事務所及び西讃保健福祉事務所において交付する。ただし、郵便等による送付により請求する場合は、受験申込書等の送付を郵便により行うので、あて先を明記し、二四 円切手をはった角型二号(縦三三ミリメートル、横二四 ミリメートル)の返信用封筒を同封して、香川県健康福祉部長寿社会対策課へ送付すること。

2 その他詳細については、香川県健康福祉部長寿社会対策課保険者指導グループ(電話番号 八七 八三一 三二七一)に問い合わせること。

香川県公告第四百四十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものを除く。

平成十五年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第一二号に掲げるものを除く)、分銅及びおもり

香川県公告第四百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年七月一日

香川県知事 真鍋 武紀

登録年月 平成十五年六月十三日	登録番号 香川県第七三三三号	肥料の種類 蒸製毛粉	肥料の名称 フェザーミール	保証成分量 (%) 窒素全量 一三・〇	その他の規格 該当なし	生産業者の氏名又は名称及び住所 讃佐化成企業組合 香川県高松市 西山崎町一五 二番地
--------------------	-------------------	---------------	------------------	------------------------------	----------------	--

香川県公告第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十五年七月一日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良事業を行った者の名称 高松市十河土地改良区	土地改良事業の種類 単独県費補助土地改良事業	地区名 巨原地区	工事完了年月日 平成一五、三、三一
------------------------------	---------------------------	-------------	----------------------

香川県公告第四百四十五号

高松市より香川中央都市計画地区計画の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十五年七月一日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第四百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市江尻町字北新開二二六七 六、二二六八 五、二二七〇 一、二二七一 二、二二七二 四、二二七三 四及び二二七四 七
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府吹田市豊津町九番一号
株式会社 ローソン
代表取締役 新浪 剛

香川県公告第四百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丸亀市柞原町字上所二五一 二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
丸亀市土器町西八丁目四四八番地二
(グランヴェル琴姫番一〇五号)
奥田 儀規
奥田 以積

公安委員会公告

香川県公安委員会公告第五十三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）以下「法」という。（第十一条の二に規定す

る検定を実施するので、警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）（第四条の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十五年七月一日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

<p>一 実施期日及び実施場所</p> <p>実施期日 平成十五年十月一日（水）午前八時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>実施場所 高松市郷東町五八七番地一三八 運転免許センター</p>		<p>2 受検申請手続</p> <p>受検申請者の決定等</p> <p>受検申込者の数が受検定員を超えた場合は、受検申込期間終了後、抽選により受検申請をすることができる者（以下「受検申請者」という。）を決定することとするが、抽選の有無にかかわらず、受検申請者には通知を行うので、受検申請手続を行うこと。</p>	
<p>二 種別及び方法</p> <p>種別 交通誘導警備（二級）</p> <p>方法 学科試験及び実技試験による。</p>		<p>受検申請期間</p> <p>平成十五年八月十一日（月）から同月二十二日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p> <p>検定申請書の提出先及び提出方法</p> <p>受検申込みをした警察署の警備業担当課に受検申請者が申請に必要な書類を直接提出すること。</p>	
<p>三 受検定員及び受検対象者</p> <p>受検定員 四十名</p> <p>受検対象者</p> <p>県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員のうち県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）（ただし、次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。</p> <p>一 法第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者</p> <p>二 検定規則第十一条第一号第二号又は第三号の規定により検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者</p>		<p>申請に必要な書類</p> <p>一 検定申請書 正副二通</p> <p>二 添付書類</p> <p>1 履歴書及び住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書）の写し 各一通</p> <p>2 県外在住警備員にあつては、県内の営業所に属することを疎明する警備業法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十二号）第七条第一項の警備員所属証明書 一通</p> <p>3 成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。一通</p> <p>4 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しないことを証明する市町村（特別区を含む。）の長の証明書 一通</p> <p>5 法第三条第六号に掲げる者に該当しないことを証明する医師の診断書 一通</p> <p>6 法第三条第一号から第六号までに掲げる者及び検定規則第百一十一條第一項第二号又は第三号の規定により検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 一通</p> <p>7 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 二葉</p>	
<p>四 受検申込み及び受検申請手続</p> <p>1 受検申込み</p> <p>受検申込期間</p> <p>平成十五年七月十四日（月）から同月二十五日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める国民の祝日を除く。）</p> <p>受検申込先及び申込方法</p> <p>検定を受けようとする者（以下「受検申込者」という。）の住所地を管轄する警察署（県外在住警備員にあつては、営業所の所在地を管轄する警察署）の警備業担当課に受検申込者が直接申し込むこと。</p>			

五 検定手数料

検定手数料(二二,〇〇〇円)は、平成十五年十月一日の検定当日の受付の際に、香川県証紙により納入すること。

六 受験票の交付

検定規則第五条に規定する受験欠格に該当しない受験申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において受験票を交付する。

七 その他

- 1 受験申請者は、検定当日の午前九時までに受験票を係員に示して受付を終えること。
- 2 受験に際しては、筆記用具及びひも付き警笛を持参すること。
- 3 その他詳細については、香川県警察本部生活安全部生活安全企画課警備担当(電話番号 〇八七 八三三 〇一〇 内線 三〇三四)に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五十三号

平成十五年香川県選挙管理委員会告示第四十八号(政治資金規正法の規定による政治団体の届出)及び平成十五年香川県選挙管理委員会告示第五十一号(政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出)の一部を次の通り訂正する。

平成十五年七月一日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

表中「藪内伊佐子を励ます会」を「藪内伊佐子を励ます会」に、「藪内伊佐子」を「藪内伊佐子」に改める。

平成十五年七月一日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)

